

長崎県五島市沖における協議会（第2回）

○日時

令和元年11月25日（月）15時00分～16時30分

○場所

長崎県五島市 観光ビルはたなか エクラタン

○参加者

経済産業省 清水課長、国土交通省 押切特定離島港湾利用調整官、長崎県 三上政策監、農林水産省 小林計画官、五島市 吉谷副市長、五島ふくえ漁業協同組合 熊川組合長、五島漁業協同組合 金田専務理事、奈留町漁業協同組合 大久保組合長、長崎県旋網漁業協同組合 柳村専務理事、長崎県旅客船協会 木口副会長、NTTワールドエンジニアリングマリン株式会社 田島氏、長崎総合科学大学 池上学長、東京海洋大学 松山名誉教授、環境省 川崎調査官

○議題

（1）本協議会の意見とりまとめ、及びその他必要事項について

○議事概要

（1）本協議会の運営について

- 座長より、協議会の公開について、透明性、地域との連携促進の観点から、一般傍聴を認めること、議事録を作成し公表することが諮られ、承認された。

（2）説明・意見交換

- 事務局より資料4について説明。

長崎県旋網漁業協同組合

- 風車と船舶の離隔距離について、具体的に教えて欲しい。

国土交通省

- 浮体式の実証機3事例では、1海里、40m、500mの離隔距離が設定されている。なお、設定された離隔距離は基本的に海域利用者

に協力をお願いするものである。

長崎県旅客船協会

- 定期船事業者はこの区域内には入らないので、離隔について問題はない。

NTT ワールドエンジニアリングマリン株式会社

- ケーブルの設置場所は国が適切に判断とあるが、どのような進め方になるのか。既存利用者側で離隔距離に問題があると考えた場合、協議は可能か。

国土交通省

- 協議を進めながら、国が責任をもって判断する。問題があった場合には調整を行う。

池上座長

- 自然的条件に関する調査は順調に進んでいるか。

経済産業省、国土交通省

- 地盤調査は現地調査を完了し、結果を取りまとめ中である。
- 風況については、環境省実証事業の調査結果の解析を1月には完了予定である。

長崎県

- 魚礁の設置について確認したい。前回協議会で、魚礁の設置は事業者が行うという発言があったが、県、地方公共団体による設置は可能か。

国土交通省

- 再エネ海域利用法第10条第3項の規定には、国又は地方公共団体が促進区域内海域を占有する場合も想定されており、地方公共団体による設置も可能である。

長崎県旅客船協会

- 船舶の夜間航行への対策はどうなるのか。

国土交通省

- ヒアリングした5事例全てにおいて、航路標識灯が設置されており、本海域でも航路標識灯が設置されるものと想定している。

五島市

- 海底地盤調査の結果で、障害となるものは確認されなかったと書かれているが、適地であると理解してよいか。

国土交通省

- 当該海域の風車は浮体式が想定されるが、アンカーの効きが良い土質であること、また傾斜も少ないので、適地であると考える。

池上座長

- 岩盤に関する留意点とはなにか。

国土交通省

- 岩盤にケーブルをそのまま設置するとケーブルの被覆が損傷するため、トラフに入れるなど、なんらかの保護が必要という意味である。
- 事務局より資料5、資料6について説明。

農林水産省

- 前回協議会で、旋網漁業協同組合から海面に構造物ができると夜間操業が難しくなる、と意見があった。「協議会意見」として「支障を及ぼさない」としているのは、問題が大きくないので、支障ないとしているのか。

経済産業省

- 「2. 協議会意見」は、「3. 留意事項」を前提にしている。今後、コンフリクトが生じることはあり得るが、風車配置、建設、運転などのすべての段階で協議をしながら進める。現時点で懸念されるものとして、トータルとして支障がないということである。

池上座長

- 「2. 協議会意見」は「3. 留意事項」が前提となるので、「3.

留意事項」を先に協議したい。まずは全体理念についてどうか。

長崎県

- 共存共栄、地域資源に関するコメントも入っており、県としては十分である。

五島市

- 全体理念に示されているように、五島市では風、海を生かして、地方創生に資する事業をすることが求められているので、選定事業者、地元企業とともに、雇用、新産業の創出に取り組んでいきたい。

池上座長

- 全体理念に具体的に書いてあるとおり、地元への電力供給、災害時の電力供給を考えながら事業を進めることをお願いしたい。

池上座長

- 2番目の留意事項、地域や漁業との共存、漁業影響調査等についてはどうか。

五島漁業協同組合

- 五島市が先行して始めている実証事業でやってきたことが書かれているので、これでよいと考える。

松山副座長

- 具体の協調策として基金が提示されている。基金の使途の透明性は非常に大事であるので、透明性が確保されるようにして欲しい。
- 漁業影響調査については関係者間で調査内容を十分に検討して進めて欲しい。

五島市

- 五島市としては基金条例を作り、漁業経営の向上につながるような支援策をできればと考えている。

農林水産省

- 漁業との共生のための基金を設立することでまとめてある。これ

以外に記載する内容はないか。

池上座長

- 実証事業で共存共栄をずっと進めてきているので、それを継続すればよいということになっていると思う。結果、簡潔になっている。

五島ふくえ漁業協同組合

- 基金のみが書かれているが、市長は、固定資産税についても、これをすべて別のメニューに使うことはしない、水産にも使うと言っている。
- 魚礁効果による経済的な効果を期待している。それが大きな共存共栄であり、それを皆様の力を借りて実現したい。

農林水産省

- 記述はこれでよいということを理解した。今後、基金、漁業影響調査に係る内容が、公募占用指針にきちんと反映され、実行されていくと理解してよいか。

経済産業省

- 公募占用指針にはここで協議した留意事項を記載し、公募参加者にそれを踏まえた計画を出してもらうことを考えている。

池上座長

- 長崎大学の水産学部等と連携しながら、既設の浮体式風車 1 基が椀島沖から崎山沖に移転したことで、漁獲量がどのように変わったかをこれまでもチェックしている。実施者として、長崎大学の水産学部も協力している。

池上座長

- 3 番目の留意事項、既存設備とのバッティング等についてはどうか。

NTT ワールドエンジニアリングマリン株式会社

- 十分な協議を行うと記載されているので、このような表記で十分である。

長崎県旋網漁業協同組合

- 現在は区域が提示されただけで、風車がどう設置されるかがまだわからないので、留意事項としてはこのような表現でよい。

池上座長

- 4番目の留意事項についてはどうか。

長崎県旅客船協会

- 事前に協議があれば十分である。

経済産業省

- 現時点で懸念事項があれば記載したいが、具体の事業の計画がでてこないとわからないこともあるので、現在は少し理念的なことを書いている。今の時点で明示的に記載すべきことがあれば、意見を頂きたい。

池上座長

- 説明、相談、協議を十分行ってほしい。

池上座長

- 5番目の留意事項についてはどうか。

全員

- 異議なし。

池上座長

- 6番目の留意事項について。環境省より意見はないか。

環境省

- 五島市においては、環境省の実証事業も含めて洋上風力発電導入先進地として活躍されていると承知している。また、記載されている環境配慮事項が適切に指針に盛り込まれると認識している。

松山副座長

- 2つ目のポツの「コウモリ類・・・景観等」とあるところに、「海

洋環境」という文言を入れてほしい。

- 騒音、振動、浸食、付着する生物の死骸の海底への堆積、海水や海底の汚染等が起こらないとは言えないので、何かあったらきちんと対処して欲しい。そのような意味で海洋環境という文言を入れてほしい。漠然としているが、全てを含むという意味で、海洋環境という文言を入れていただきたい。

池上座長

- 「海洋環境」という文言を入れることについて環境省から意見はないか。

環境省

- 持ち帰って検討したい。

松山副座長

- 海洋環境という文言を入れていないのが不思議に感じる。繰り返すが、騒音、振動、海底の砂の動きなど、いろいろと留意すべきことがあるので、これを入れた方が皆さん、安心できると思う。

池上座長

- 海洋環境という文言は、4番目の建設に係る留意事項でも重要になると思う。例えば、海域の水質汚濁、騒音など、そのようなところに配慮するという意味で重要にならないか。

経済産業省

- 6番目の留意事項の後ろから2つ目のポツで「工事中及び供用後は必要に応じて環境監視や」と盛り込んでいるのは、そのような主旨である。

池上座長

- 承知した。

松山副座長

- 6番目の環境配慮事項には、生物的な配慮のことしか書かれていないので、化学的・物理的な面での海洋環境の監視についても記述するという観点から、「海洋環境」と入れていただきたい。

経済産業省

- 「海洋環境」という文言については、環境省で検討していただいた上で、基本的には入れる方向で考えたい。

松山副座長

- 実証事業では、気象・海象の色々なデータをとっていると思うが、例えば、風、波、水温、潮流等のデータを漁業者に提供してきたか。提供してきているのなら、それを継続して欲しい。気象・海象データは漁業に非常に役に立つ情報だと思う。

五島市

- 環境省の実証事業期間は提供をしていた。但し、実証事業後の水温、風等のデータ提供継続について打診したが、要望がなく、継続はしていない。

長崎県

- 世界文化遺産との協調が非常に大事である。景観の検討では、方向と距離が大事で、それにより視野角が決まる。風車配置がきまったら、景観の検討をきちんとやってもらいたいという趣旨で、文化遺産に係る留意点を入れている

長崎旅客船協会

- 30年間の中で、途中で問題が起きたとき、意見をどのようにくみ取るのか。協議会で取り上げてやるのか。どういう形で問題に対応するのか。

経済産業省

- 協議会運営規程の第4条で、区域指定から発電事業の実施に関することについて、協議、情報共有をすることとなっている。
- 事業者が決まったら、協議会に入ってもらい、事前調整も含め協議会の議論でやっていく。そのようなたてつけである。

長崎県

- 県としても必要な時期に協議会を開催することを考えている。国内、世界の動向について情報提供していきたい。

池上座長

- クレーム等の吸い上げ、反映の場は重要である。協議会での対応の他に、必要になれば別の組織が必要になるかもしれない。

経済産業省

- 座長のご指摘のとおり、協議会の下に、少し小さいグループを作り協議することも可能である。

池上座長

- 最終意見のとりまとめは座長一任でよいか？

全員

- 異議なし。

池上座長

- 促進区域の指定、留意事項について、本協議会でとりまとめることができたと考える。最終報告については、事務局と相談し、取りまとめたい。
- 今後は、一刻も早く区域が指定され、事業が動いて、日本のモデルとなる地区にしていきたいと考えている。

以上